

## 令和4年第3回市会定例会 議案等提出一覧

I 一般議案		32件
1	地方自治法第180条に基づく専決処分報告	4件 市営住宅等使用料支払請求即決和解事件及び市営住宅使用料支払請求事件に係る和解についての専決処分報告ほか3件
2	地方自治法第179条に基づく専決処分報告	1件 抗原検査キットの取得についての専決処分報告
3	条例の制定等	9件
(1)	条例の制定	4件 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定ほか3件
(2)	条例の一部改正	5件 横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正ほか4件
4	道路の認定廃止	1件 上菅田第313号線等市道路線の認定及び廃止
5	財産の取得	2件 高規格救急車の取得ほか1件
6	指定管理者の指定等	5件
(1)	指定管理者の指定	4件 スポーツ施設の指定管理者の指定ほか3件
(2)	指定管理期間の変更	1件 スポーツ施設の指定管理者の指定の変更
7	その他	2件 首都高速道路株式会社が高速道路事業の許可事項を変更することについての同意ほか1件
8	契約の締結等	8件
(1)	契約の締結	7件 南部児童相談所移転新築工事並びに上永谷駅前地域ケアプラザ（仮称）及び上永谷駅前コミュニティハウス（仮称）新築工事（建築工事）請負契約の締結ほか6件
(2)	契約の変更	1件 みなとみらい21中央地区20街区MICE施設整備事業に伴うみなとみらいコンベンション施設整備事業契約の変更
II 予算議案		1件
1	補正予算	1件 令和4年度横浜市一般会計補正予算（第3号）
合計		33件

令和4年8月30日発送

令和4年9月6日提出

お問合せ先

(一般議案について) 総務局総務課長	藤岡謙二	Tel 045-671-2046
(予算議案について) 財政局財政課長	飯島龍	Tel 045-671-2230

# I 一般議案

件名	概要
<b>1 地方自治法第180条に基づく専決処分報告（4件）</b>	
市報第9号 市営住宅等使用料支払請求即決和解事件及び市営住宅使用料支払請求事件に係る和解についての専決処分報告	市営住宅使用料の滞納に係る和解 和解の成立 件数:14件 総額:約3,408千円 平均:約243千円/件
市報第10号 自動車事故等についての損害賠償額の決定の専決処分報告	法律上本市の義務に属する損害賠償額の決定 環境創造局 3件   資源循環局 20件   建築局 1件 道路局 9件   消防局 4件   鶴見区 1件 保土ヶ谷区 2件   港北区 1件   緑区 1件 合計:42件 総額:約9,043千円 平均:約215千円/件
市報第11号 変更契約の締結についての専決処分報告	契約金額の変更（1件） （契約名）横浜美術館改修工事（建築工事）請負契約 （相手方）清水・小俣・三木建設共同企業体 （契約金額）4,301,000,000円 → 4,659,600,000円（約8.34%増） （変更理由）石綿を含有する建築材料を除去する量が増える等のため （専決年月日）4年6月27日
市報第12号 横浜市手数料条例等の一部改正についての専決処分報告	建築基準法の一部改正に伴う関係規定の整備 （内容）「第85条第5項」を「第85条第6項」に改める等 （専決年月日）4年5月30日
<b>2 地方自治法第179条に基づく専決処分報告（1件）</b>	
市報第13号 抗原検査キットの取得についての専決処分報告	新型コロナウイルス感染症への対応のため、抗原検査キットを取得した （内容）抗原検査キット（金額）392,150,000円 （相手方）株式会社スズケン （契約日）4年7月21日（専決年月日）4年7月20日
<b>3 条例の制定等（9件）</b>	
<b>(1) 条例の制定（4件）</b>	
市第27号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定	地方公務員法の一部改正に伴う関係規定の整備 （内容）職員の定年を段階的に65歳まで引き上げるとともに、定年引上げに伴う諸制度を導入する （施行日）5年4月1日 ※6頁参照
市第28号議案 横浜国際港都建設事業旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業施行条例の制定	旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業に関し、土地区画整理法に基づく施行条例を制定する （内容）①事業の名称・範囲 ②費用の負担 ③保留地の処分方法等（施行日）規則で定める日 （関係議案）市第29号議案 ※7～8頁参照
市第29号議案 横浜市旧上瀬谷通信施設地区活用事業審査委員会条例の制定	附属機関の設置 （内容）名称：横浜市旧上瀬谷通信施設地区活用事業審査委員会 所掌事務：旧上瀬谷通信施設地区活用事業の提案の募集・審査に関すること等 組織：委員7人以内（施行日）規則で定める日 （関係議案）市第28号議案 ※9頁参照

市第 30 号議案 横浜市道路トンネル工事技術提案等評価委員会条例の制定	附属機関の設置 (内 容) 名称：横浜市道路トンネル工事技術提案等評価委員会 所掌業務：①技術提案等の評価項目及び評価基準に関すること ②技術提案等の審査及び評価に関すること 等 組織：委員5人以内 (施行日) 公布の日
---	--

#### (2) 条例の一部改正 (5件)

市第 31 号議案 横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正	非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和 (内 容) ①事情がある場合に取得する1歳以降の育児休業の開始日の柔軟化 ②出生の日から57日間以内の育児休業の取得に必要な任用期間の短縮 (18箇月→8箇月) 等 (施行日) 4年10月1日
市第 32 号議案 横浜市手数料条例の一部改正	マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴う改正 (内 容) マンションの管理に関する計画の認定制度の新設に伴う認定申請手数料等の新設 等 (施行日) 4年11月1日 等
市第 33 号議案 横浜市地区センター条例等の一部改正	(内 容) ①上永谷駅前コミュニティハウス及び上永谷駅前地域ケアプラザの設置 (港南区：6年4月開所予定) ②コミュニティハウスと地域ケアプラザを同一の指定管理者に管理を行わせる 等 (施行日) 規則で定める日 等
市第 34 号議案 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正	地区計画の都市計画決定及び変更に伴う建築物等の制限の追加等 (内 容) ①東高島駅北地区地区整備計画区域内における建築物の敷地等に関する制限を定める ②海岸通り地区地区整備計画区域内における建築物の用途等に関する制限を定める ③綱島東一丁目地区地区整備計画区域内における建築物の構造等に関する制限を変更する (施行日) 公布の日
病第 1 号議案 横浜市病院事業の経営する病院条例の一部改正	診療報酬の改定に伴う改正 (内 容) 市民病院及びびみなと赤十字病院の非紹介患者加算料の改定 ①他の保険医療機関等からの文書による紹介によらずに初診を受けるとき 5,500円 → 7,700円 ②他の保険医療機関等に対して文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず再診を受けるとき 2,750円 → 3,300円 (施行日) 4年10月1日

#### 4 道路の認定廃止 (1件)

市第 35 号議案 上菅田第313号線等市道路線の認定及び廃止	(認 定) 上菅田第313号線など5路線 (廃 止) 市場第149号線など32路線 合計37路線
------------------------------------	--

#### 5 財産の取得 (2件)

市第 36 号議案 高規格救急車の取得	救急体制の充実を図るため、高規格救急車を取得する (内 容) 高規格救急車 (車両及びびぎ装) 17台 (更新16台、増車1台) (相手方) 神奈川トヨタ自動車株式会社 (金 額) 271,898千円 (単価：15,994千円)
市第 37 号議案 可搬式小型動力ポンプ積載用自動車の取得	消防体制の充実を図るため、可搬式小型動力ポンプ積載用自動車を取得する (内 容) 消防用車両 (普通自動車) 及びびぎ装15台 (更新15台) (相手方) 株式会社野口自動車 (金 額) 103,125千円 (単価：6,875千円)

## 6 指定管理者の指定等（5件）

### (1) 指定管理者の指定（4件）

市第 38 号議案 スポーツ施設の指定管理者の指定	(名 称) 横浜BUNTAI（中区不老町）及び横浜武道館（中区翁町） (指定管理者) 株式会社YOKOHAMA文体（中区尾上町6丁目81番地） (指定期間) 横浜市スポーツ施設条例等の一部を改正する条例の施行の日～21年3月31日（関係議案）市第42号議案
市第 39 号議案 地域ケアプラザの指定管理者の指定	地域ケアプラザ（5施設）の指定管理者の指定 ※各施設の指定管理者については5頁参照
市第 40 号議案 地域ケアプラザ及び地区センターの指定管理者の指定	(名 称) 西柴地域ケアプラザ及び西柴コミュニティハウス（金沢区柴町） (指定管理者) 社会福祉法人昴（西区北幸二丁目8番4号） (指定期間) 西柴地域ケアプラザ及び西柴コミュニティハウスの供用開始の日～9年3月31日
市第 41 号議案 精神障害者生活支援センターの指定管理者の指定	(名 称) 中区精神障害者生活支援センター（中区新山下三丁目） (指定管理者) 公益財団法人紫雲会（神奈川区神大寺三丁目1番12号） (指定期間) 5年4月1日～15年3月31日

### (2) 指定管理期間の変更（1件）

市第 42 号議案 スポーツ施設の指定管理者の指定の変更	(名 称) 横浜文化体育館（横浜文化体育館再整備事業により再整備する施設に限る。）（中区不老町ほか） (指定管理者) 株式会社YOKOHAMA文体（中区尾上町6丁目81番地） (指定期間) 変更前：「供用開始の日～平成51年3月31日」 → 変更後：「供用開始の日～横浜市スポーツ施設条例等の一部を改正する条例の施行の日の前日」 (変更理由) 横浜文化体育館を「横浜BUNTAI」及び「横浜武道館」の2施設に再編するため（関係議案）市第38号議案
---------------------------------	--

## 7 そ の 他（2件）

市第 43 号議案 首都高速道路株式会社が高速道路事業の許可事項を変更することについての同意	(内 容) ①障害者割引制度の要件緩和等 ②特定更新等工事などに伴う料金調整の追加 等 (対象となる路線名) 神奈川県道高速横浜羽田空港（中区本牧ふ頭から鶴見区寛政町まで）等（7路線） (実施期日) 首都高速道路株式会社が別に定める日 (議決根拠) 道路整備特別措置法第3条第7項において準用する同条第4項
市第 44 号議案 公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更の認可	診療報酬の改定に伴う公立大学法人横浜市立大学の申請に基づく市長の認可の一部変更 (内 容) 市大附属病院及び市大附属市民総合医療センターの非紹介患者加算料の上限額の変更 ①他の保険医療機関等からの文書による紹介によらずに初診を受けるとき 5,500円 → 7,700円 ②他の保険医療機関等に対して文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず再診を受けるとき 2,750円 → 3,300円 (議決根拠) 地方独立行政法人法第23条第2項

## 8 契約の締結等(8件)

### (1) 契約の締結(7件)

<p>市第 45 号議案 南部児童相談所移転新築工事並びに上永谷駅前地域ケアプラザ(仮称)及び上永谷駅前コミュニティハウス(仮称)新築工事(建築工事)請負契約の締結</p>	<p>鉄筋コンクリート造4階建 1棟 (工事場所) 港南区丸山台一丁目9番地の5 (契約金額) 1,653,300,000円 (完成期限) 6年2月29日 (契約相手) 松尾・安藤建設共同企業体</p>
<p>市第 46 号議案 瀬戸橋住宅(仮称)建替工事(建築工事)請負契約の締結</p>	<p>鉄筋コンクリート造10階建 1棟 (工事場所) 金沢区洲崎町310番地 (契約金額) 2,165,240,000円 (完成期限) 6年8月30日 (契約相手) 小俣・奈良建設共同企業体</p>
<p>市第 47 号議案 新本牧ふ頭建設工事(その28・外周護岸B—2基礎及び本体工)請負契約の締結</p>	<p>護岸築造工 基礎工・本体工・裏込工 各一式 (工事場所) 中区本牧ふ頭地先公有水面 (契約金額) 3,234,000,000円 (完成期限) 5年3月31日 (契約相手) 東洋・みらい・不動テトラ建設共同企業体</p>
<p>市第 48 号議案 新本牧ふ頭建設工事(その29・外周護岸B—2基礎及び本体工)請負契約の締結</p>	<p>護岸築造工 基礎工・本体工・裏込工 各一式 (工事場所) 中区本牧ふ頭地先公有水面 (契約金額) 2,787,062,197円 (完成期限) 5年3月31日 (契約相手) 東洋・みらい・不動テトラ建設共同企業体</p>
<p>市第 49 号議案 新本牧ふ頭建設工事(その36・中仕切堤築造工)請負契約の締結</p>	<p>中仕切堤築造工 地盤改良工・基礎工・本体工 各一式 (工事場所) 中区本牧ふ頭地先公有水面 (契約金額) 2,690,015,557円 (完成期限) 5年12月28日 (契約相手) 東亜・みらい・りんかい日産建設共同企業体</p>
<p>市第 50 号議案 菅田の丘小学校建替工事(建築工事)請負契約の締結</p>	<p>校舎(鉄筋コンクリート造4階建)、屋内運動場(鉄筋コンクリート造一部木造平屋建) 各1棟 (工事場所) 神奈川区菅田町1,386番地の2 (契約金額) 2,141,700,000円 (完成期限) 6年3月29日 (契約相手) 渡辺・昭和建設共同企業体</p>
<p>市第 51 号議案 勝田小学校及び勝田小学校コミュニティハウス(仮称)建替工事(建築工事)請負契約の締結</p>	<p>鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建(校舎、屋内運動場、コミュニティハウス) 1棟 (工事場所) 都筑区勝田町348番地の2 (契約金額) 2,165,240,000円 (完成期限) 6年5月31日 (契約相手) 渡辺・昭和建設共同企業体</p>

### (2) 契約の変更(1件)

<p>市第 52 号議案 みなとみらい21中央地区20街区MIC施設整備事業に伴うみなとみらいコンベンション施設整備事業契約の変更</p>	<p>契約金額の変更 (契約金額) 36,906,828,453円 → 36,950,527,345円(約0.12%増) (変更理由) 物価変動に伴う維持管理の対価の改定 (議決根拠) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条</p>
---	--

## 市第39号議案 地域ケアプラザの指定管理者の指定

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市日野南地域ケアプラザ	港南区港南四丁目2番8号	社会福祉法人そよかぜの丘 理事長 高 森 政 雄	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
横浜市二俣川地域ケアプラザ	旭区下川井町360番地	社会福祉法人秀峰会 理事長 櫻 井 大	同
横浜市南希望が丘地域ケアプラザ	泉区上飯田町2, 083番地の1	社会福祉法人誠幸会 理事長 鈴 木 太 郎	同
横浜市霧が丘地域ケアプラザ	東京都世田谷区駒沢1丁目4番15号	社会福祉法人奉優会 理事長 香 取 眞恵子	同
横浜市名瀬地域ケアプラザ	戸塚区名瀬町1, 566番地	社会福祉法人朋光会 理事長 福 村 正	同

## 市第 27 号議案

## 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

## 1 趣旨

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中で、複雑高度化する行政課題に的確に対応する等の観点から、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 61 号）により、国家公務員の定年は、令和 5 年度から 2 年に 1 歳ずつ 65 歳まで段階的に引き上げられることとされました。

地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として各地方公共団体において条例で定めるものとされているため、本市においても、令和 5 年度から職員の定年を段階的に 65 歳まで引き上げるとともに、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）に基づき、定年引上げに伴う諸制度を導入します。

## 2 概要

法改正を受けて、本市においても令和 5 年度から職員の定年を段階的に引き上げるため、「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を制定し、一般職職員の定年年齢を規定する「横浜市一般職職員の定年等に関する条例」をはじめ、関連条例 16 件について一括の改廃を行います。

※施行日は令和 5 年 4 月 1 日（ただし、(1) オについては、公布日と同日）

## (1) 横浜市一般職職員の定年等に関する条例の改正

## ア 定年の段階的引上げ

- ・定年年齢を「65 年」と規定
- ・定年の段階的引上げ期間中の定年年齢を規定

## イ 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入

- ・管理監督職（課長級以上）は、60 歳到達後最初の 4 月 1 日までの間に、非管理監督職に異動させることを規定
- ・役職定年による管理監督職への任用制限の特例（特例任用）を規定

## ウ 定年前再任用短時間勤務制の導入

- ・定年前の再任用短時間勤務職員の任用について規定

## エ 暫定再任用制度

- ・定年の段階的引上げ期間中、定年から 65 歳までの間、現行の再任用制度と同様の制度を措置

## オ 情報提供・意思確認制度

- ・職員に対する情報提供及び勤務の意思の確認について規定

## (2) 横浜市一般職職員の給与に関する条例の改正

- ・「給料月額 7 割措置」を適用することを規定

## (3) 横浜市退職手当条例の改正

- ・定年引上げ後の退職手当の計算方法を規定

## (4) 横浜市一般職職員の再任用に関する条例の廃止

- ・現行の 60 歳定年退職者の再任用制度を廃止

## (5) その他の改正条例（主に地方公務員法改正による削除条文の引用部分を修正）

- ・横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- ・横浜市一般職職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
- ・公益的法人等への横浜市職員の派遣等に関する条例
- ・外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
- ・横浜市職員定数条例
- ・横浜市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
- ・横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例
- ・横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例
- ・横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例
- ・横浜市一般職職員の休暇に関する条例
- ・横浜市職員の育児休業等に関する条例
- ・横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例

## 3 スケジュール

令和 4 年度	9～10 月	・ <u>関係条例改正等（第 3 回市会定例会）</u>
	11～12 月	・ 関係規則等の制定・改正
令和 5 年度	4 月	・ 改正条例施行（定年年齢：61 歳）
	3 月	（定年退職者無し）

## 市第 28 号議案

## 横浜国際港都建設事業旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業施行条例の制定

## 1 趣旨

旧上瀬谷通信施設地区において、横浜市施行の土地区画整理事業を実施するため、土地区画整理法第 52 条第 1 項及び第 53 条第 1 項の規定により、施行条例を制定します。

## 2 施行条例の内容（抜粋）

## 第 1 章 総則

事業の名称	横浜国際港都建設事業旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業
施行地区に含まれる地域	横浜市旭区上川井町並びに瀬谷区上瀬谷町、北町、瀬谷町及び中屋敷三丁目の各一部
事務所の所在地	横浜市中区横浜市役所内に置く。

## 第 2 章 費用の負担

費用の負担	保留地の処分金、国の補助金等をもって充てるほか、横浜市が負担する。
-------	-----------------------------------

## 第 3 章 保留地の処分方法

保留地の処分方法	保留地の処分は、一般競争入札、指名競争入札、公開抽選又は随意契約の方法による。
保留地の処分価格	保留地は市長がその位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定めた予定価格を下らない価格をもって処分するものとする。

## 第 4 章 土地区画整理審議会

審議会の名称	横浜国際港都建設事業旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理審議会
委員の定数、任期	委員の定数 20 人（地権者 16 人、学識経験者 4 人）、任期 5 年

## 第 5 章 地積の決定の方法

基準地積の決定	この条例の施行の日現在における登記簿に登録されている地積とする。
基準地積の更正等	宅地所有者は、施行日から 60 日以内に基準地積の更正を申請することができる。

## 第 6 章 評価

評価員の定数	3 人
宅地の評価	市長がその位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定める。

## 第 7 章 清算

清算金の分割徴収 又は分割交付	事業完了から 5 年以内で分割徴収又は分割交付することができる。
	分割徴収する場合の利子の利率は、横浜市が直近に発行した 10 年償還の市場公募地方債の利率もしくは、利率が換地処分の公告があった日の翌日における法定利率を超えるときは、当該法定利率とする。
延滞金	延滞した日数に応じ、督促額に年 10.75 パーセントの割合を乗じて得た額を延滞金として徴収する。

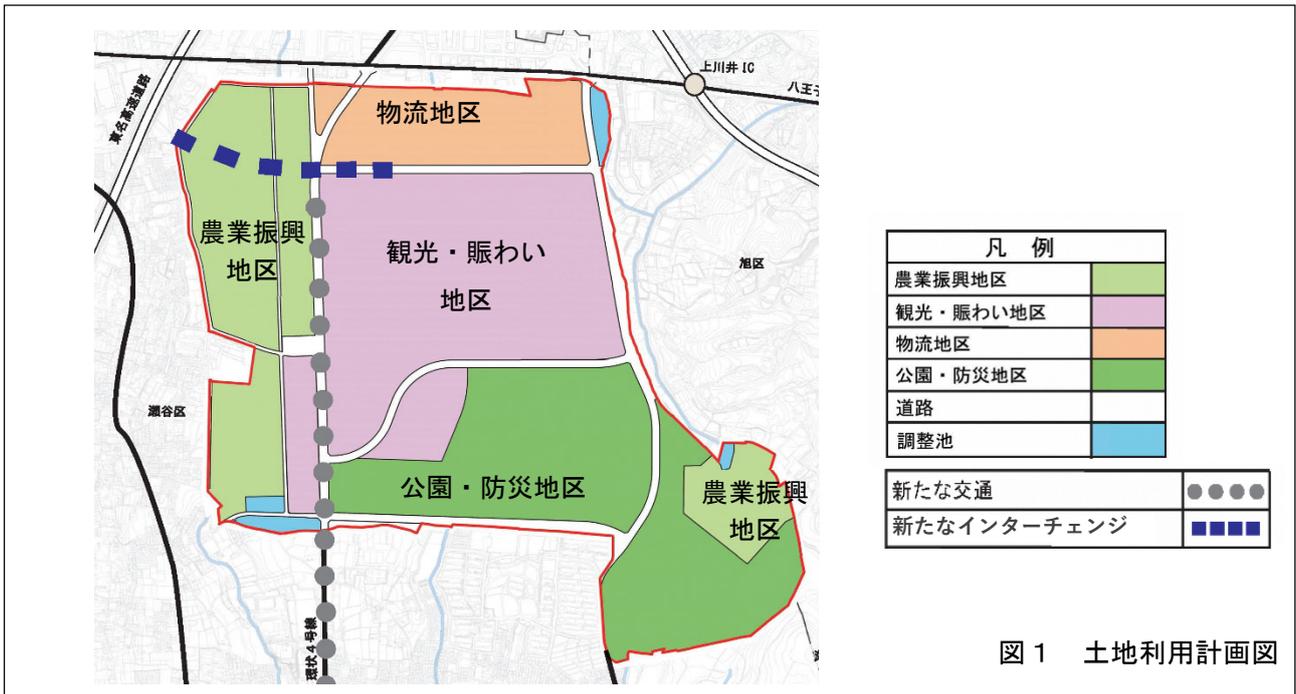
附 則 この条例は、規則で定める日から施行する。（施行日は、事業計画決定の日を予定）

【参考 1】主な経緯

平成 27 年 6 月	旧上瀬谷通信施設の全域が返還
平成 29 年 11 月	「旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会」の設立
令和 2 年 1 月	構造改革特別区域「農地と宅地を一体的に活性化する区画整理特区」の認定
令和 2 年 3 月	「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」の策定
令和 4 年 4 月	土地区画整理事業の都市計画決定、環境影響評価書の確定

【参考 2】事業の概要

面 積	約 248.5ha	
施行者（予定）	横浜市	
公共施設整備	道路	環状 4 号線等幹線街路 区画街路
	雨水調整池	
宅 地 整 備	「農業振興地区」「観光・賑わい地区」「物流地区」 「公園・防災地区」の整備	
事業期間（予定）	令和 4 年度～令和 20 年度（清算期間 5 年を含む）	



【参考 3】土地区画整理法（抜粋）

第 52 条第 1 項 都道府県又は市町村は、第 3 条第 4 項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする場合においては、施行規程及び事業計画を定めなければならない。

第 53 条第 1 項 前条第 1 項の施行規程は、当該都道府県又は市町村の条例で定める。

## 市第 29 号議案 横浜市旧上瀬谷通信施設地区活用事業審査委員会条例の制定

### 1 趣旨

市施行の土地区画整理事業の実施に向けた手続きを進めている旧上瀬谷通信施設地区において、保留地等の事業提案を公募し、郊外部の新たな活性化拠点の形成を推進する事業の適正な実施を図るため、市長の附属機関として、審査委員会を設置します。

なお、保留地は、「観光・賑わい地区」及び「農業振興地区」への配置を予定しています。

### 2 審査委員会の概要

#### (1) 所掌事務

- ・提案の募集に関すること
- ・提案の審査に関すること
- ・その他市長が必要と認める事項

#### (2) 委員構成

- ・学識経験者 7人以内  
(都市計画、景観、緑、環境、観光、金融・経済、法務分野)
- ・必要があるときは臨時委員を置くことができる。

#### (3) 施行予定日

規則で定める日から施行する。  
(土地区画整理事業施行条例と同日施行)



### 3 「観光・賑わい地区」の土地利用

観光・賑わい地区の土地利用については、地権者で構成する「旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会」(以下「地元協議会」) から「テーマパークを核とした複合的な集客施設」について、十分な事業実現性があることを確認したとの報告が令和4年5月にありました。

さらに、観光・賑わい地区については保留地が含まれることから、一体的な土地利用について、地元協議会で議論がなされた結果、本市に対して、保留地と民有地の一体的な土地利用を実現できるよう、事業予定者の候補者を選定する公募を行ってほしいとの要望が8月にありました。

本市としても、観光・賑わい地区の事業実現性についてサウンディング調査を8月に実施した結果、複数の企業から様々な提案をいただき、高い関心が示され、観光・賑わい地区を一体的に活用することでポテンシャルが高まるといったご意見を多くいただきました。

そこで、今後、観光・賑わい地区の一体的な活用について、横浜市が民間事業者から事業提案を募集し、審査委員会によって事業予定者の候補者を選定していくこととします。

### 4 「農業振興地区」の土地利用

農業振興地区の土地利用については、新たな都市農業のモデルとなるよう地権者と調整を進めているところですが、民有地と保留地が配置されることが予定されるため、必要に応じて横浜市が民間事業者から事業提案を募集し、審査委員会によって事業予定者の候補者を選定していくことなどを考えています。

### 5 今後の予定

- |           |                    |                     |
|-----------|--------------------|---------------------|
| 4年度 10月以降 | 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 | 事業計画決定              |
|           |                    | 審査委員会の設置、募集要項の審査・策定 |
| 12月以降     | 募集要項の公表            |                     |
|           | 事業提案の募集(観光・賑わい地区)  |                     |
| 5年度以降     | 事業予定者の候補者の選定       |                     |

## Ⅱ 予算議案

件名	概要
1 補正予算(1件)	
市第53号議案 令和4年度横浜市一般会計補正 予算(第3号)	歳入歳出予算補正 補正額 36,013,857 千円 ほか債務負担行為補正、市債補正、繰越明許費補正

# 令和4年度9月補正予算案の概要

9月補正予算案では、原油価格・物価高騰対策の実施や、新型コロナウイルス感染症への対応、横浜経済の活性化に向けた支援策、DXの推進などの将来を見据えた施策の展開のほか、国の当初認証等に合わせた必要な事業費を補正します。

## 【歳入歳出予算補正】

一般会計 46事業 36,014百万円

## 【債務負担行為補正】

予算外義務負担の追加 5件（一般会計）  
変更 3件（一般会計）

## 【繰越明許費補正】

一般会計 1件

※各項目で四捨五入等を行っているため、合計が一致しない場合があります。

## 1. 一般会計歳入歳出予算補正

(1) 原油価格・物価高騰対策 12事業 6,302百万円

ア 児童福祉施設等物価高騰対策支援事業 1,366百万円〔一般財源〕

コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面している市内の児童福祉施設等が各種サービスを安定して行うために、光熱費等及び食材費の高騰に対する支援を行います。

### ◆実施概要

- ・対象施設：認可保育所796か所、幼稚園（私学助成園は食材費のみ対象）223か所、認定こども園64か所、地域型保育事業所255か所、横浜保育室19か所、認可外保育施設363か所、病児・病後児保育室29か所、親と子のつどいの広場71か所、放課後児童クラブ222か所、児童養護施設等35か所、里親家庭約100世帯、障害児入所・通所施設715か所 等
- ・対象経費：各種施設の光熱費等及び食材費
- ・補助額：各施設の実績などをもとに算出した光熱費等及び食材費相当額に、物価高騰の影響を乗じた額を単価（1人当たり、1施設当たり等）とし、12か月分を支給
- ・対象期間：令和4年4月～5年3月

### ◆補正内容

児童福祉施設等に対する光熱費等及び食材費の支援の実施にかかる事業費を補正

イ 社会福祉施設等物価高騰対策支援事業

4,281 百万円〔一般財源〕

コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面している市内の社会福祉施設等が各種サービスを安定して行うために、光熱費等及び食材費の高騰に対する支援を行います。

◆実施概要

- ・対象施設：高齢者施設等 約 6,400 か所、障害者施設等 約 3,400 か所  
救護施設 2 か所、更生施設 2 か所
- ・対象経費：各種施設の光熱費等及び1日3食提供する入所施設における食材費
- ・補助額：施設種別ごとの実績をもとに算出した光熱費等及び食材費相当額に、物価高騰の影響を乗じた額を単価（1施設当たり）とし、12か月分を支給
- ・対象期間：令和4年4月～5年3月

◆補正内容

社会福祉施設等に対する光熱費等及び食材費の支援の実施にかかる事業費を補正

ウ 民間社会福祉施設整備における建築資材価格高騰対策支援事業

450 百万円〔一般財源〕

本市からの整備費補助などにより進められている民間社会福祉施設整備について、物価高騰による施設整備への影響に対処するため、建築資材価格の高騰相当分の支援を行います。

◆実施概要

- ・対象施設：ア 令和4年度に実施する保育所等整備：180 百万円
  - ①認可保育所等（22 施設）  
認可保育所、横浜保育室の認可移行支援、  
中規模改修による既存活用推進事業、幼保連携型認定こども園への移行
  - ②地域型保育事業所（27 施設）  
小規模保育事業、家庭的保育事業
  - ③保育所老朽改築（7 施設）
- イ 令和4年度に実施する高齢者施設整備：270 百万円
  - ①特別養護老人ホーム（13 施設）
  - ②小規模多機能型居宅介護事業所（4 施設）
  - ③認知症高齢者グループホーム（6 施設）
- ・補助額：既存の整備費補助単価に建築資材等の実質上昇率6%を乗じた額
- ・対象期間：令和4年4月～5年3月

◆補正内容

民間社会福祉施設整備に対する支援の実施にかかる事業費を補正

## エ タクシー事業者支援事業

72 百万円〔一般財源〕

燃料価格高騰などにより依然として厳しい状況が続くタクシー事業者に対し、市民の移動手段を維持・確保する観点から、令和4年度6月補正に続いて支援します。

### ◆実施概要

- ・対象事業者：市内に事業所が所在するタクシー事業者（約6,000台）  
※個人事業主含む
- ・対象期間：6か月分（令和4年10月～5年3月）
- ・補助額：車両1台当たり12千円
- ・実施時期：令和4年9月～令和5年1月

### ◆補正内容

タクシー事業者に対する支援の実施にかかる事業費を追加補正

## オ 乗合バス事業者等支援事業

81 百万円〔一般財源〕

燃料価格高騰などにより依然として厳しい状況が続く乗合バス事業者等に対し、市民の移動手段を維持・確保する観点から、令和4年度6月補正に続いて支援します。

### ◆実施概要

#### ①乗合バス事業者支援事業 81 百万円

- ・対象事業者：市内の路線バスを運行する乗合バス事業者（14事業者 約2,300台）
- ・対象期間：6か月分（令和4年10月～5年3月）
- ・補助額：車両1台当たり35千円
- ・実施時期：令和4年10月から申請受付、支給

#### ②横浜市地域交通サポート事業 0.1 百万円

- ・対象事業者：同事業のうち、①に該当しない運行事業者（4事業者）
- ・対象期間：令和4年4月～5年3月
- ・補助額：対象期間の燃料費のうち、価格高騰分を補助
- ・実施時期：令和4年10月から申請受付、支給

### ◆補正内容

乗合バス事業者等に対する支援の実施にかかる事業費を追加補正

## カ 公衆浴場燃料価格等高騰対策臨時支援事業

32 百万円〔一般財源〕

燃料価格高騰などにより依然として厳しい状況が続く市内一般公衆浴場に対し、市民の公衆衛生の向上と増進の観点から、事業継続のため燃料価格高騰分を、令和4年度6月補正に続いて支援します。

### ◆実施概要

- ・対象施設：市内一般公衆浴場※ 53 施設  
※公衆浴場法に規定する公衆浴場であって、物価統制令に基づき入浴料金が定められた施設
- ・対象経費：燃料費及び光熱費
- ・対象期間：6 か月分（令和4年10月～5年3月）
- ・補助額：対象期間の燃料費等のうち、価格高騰分を補助
- ・スケジュール：令和4年12月から申請受付、支給

### ◆補正内容

市内一般公衆浴場に対する支援の実施にかかる事業費を追加補正

## キ 港湾運送事業者支援事業

21 百万円〔一般財源〕

燃料価格高騰などにより厳しい状況が続く港湾運送事業者に対し、地域経済を支える物流を維持・確保する観点から支援します。

### ◆実施概要

- ・対象事業者：横浜港内において、港湾運送事業法に基づく事業を行う市内中小事業者（約220者）
- ・対象経費：燃料費
- ・対象期間：6 か月分（令和4年4月～9月）
- ・補助額：対象期間の荷役機械等にかかる燃料費のうち、価格高騰分の1/2以内を補助

### ◆補正内容

港湾運送事業者に対する支援の実施にかかる事業費を補正

## ア 新型コロナウイルスワクチン接種事業

24,049百万円〔国費〕

オミクロン株対応ワクチン接種の実施、4回目接種の医療従事者等への対象拡大に伴い、所要の対応を行います。

## ◆オミクロン株対応ワクチン接種の概要

- ・接種対象：2回目接種を受けた全ての市民を想定（約300万人）
- ・接種時期：令和4年10月半ば以降、実施見込み（開始時期・接種間隔ともに未定）
- ・接種場所：市内医療機関、集団接種会場、訪問接種

## ◆4回目接種対象拡大の概要

- ・接種対象：3回目接種を受けた18～59歳の医療従事者、高齢者施設等従事者（約20万人）
- ・接種時期：令和4年7月から実施中（3回目接種から5か月以上経過した時点）
- ・接種場所：市内医療機関、集団接種会場

## ◆実施概要

## ①個別接種 15,453百万円

- ・実施方法：市内医療機関等において実施
- ・実施場所：約2,000か所（予定）
- ・実施時期：

オミクロン
4回目拡大

 令和4年10月半ば以降の見込み  
令和4年7月から
- ・協力金：市内医療機関を対象に継続して実施

## ②集団接種 3,886百万円

- ・実施方法：市医師会等との協力により実施
- ・実施場所：集団接種会場 市内9か所程度を想定

## ③予約受付体制の強化 3,887百万円

- ・コールセンター：最大700席
- ・郵便局：市内302局（予定）
- ・区役所ワクチン相談員（予約代行・相談受付）：最大90名体制（1区5名程度）

## ④その他 823百万円

個別通知、広報経費、その他事務費等

## ◆補正内容

オミクロン株対応ワクチン接種および4回目接種の対象拡大にかかる事業費を補正

## ◆事業費推移

(単位：百万円)

R4 予算				R3 決算	R2 決算	3か年計
当初	5月	9月	R4 現計			
32,346	10,100	24,049	66,495	45,325	539	112,359

イ 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業

2,417 百万円〔国費〕

令和4年度6月補正で対応した住民税非課税世帯等臨時特別給付金について、令和4年度住民税課税情報により対象世帯数が想定を上回ることが判明したため、所要の対応を行います。

◆実施概要

- ・対象者：新たに令和4年度分の住民税均等割が非課税となった世帯
- ・追加給付件数：約2.4万世帯（補正時見込1.8万世帯と合わせ、計4.2万世帯に給付）
- ・給付額：10万円/世帯
- ・スケジュール：申請書類の発送 令和4年7月15日  
申請受付 令和4年7月15日～10月末  
給付 申請受付後、順次

◆補正内容

住民税非課税世帯等臨時特別給付金の給付にかかる事業費を追加補正

ウ 重症・中等症患者等入院受入奨励事業

431 百万円〔一般財源〕

入院治療を必要とする陽性患者等の円滑な受け入れを促進するために実施した、医療機関への支援について、令和3年度下半期の実績確定に伴い支援金を増額します。

◆実施概要

- ・対象医療機関：陽性患者等の積極的な受け入れについて、市と協定を締結した医療機関
- ・支援額：陽性患者受入 200千円（患者1人当たり）

◆補正内容

患者受入の促進にかかる事業費を補正

エ 保育・教育施設等に対する抗原検査事業

98 百万円〔一般財源〕

保育・教育施設等で新型コロナウイルス感染症に感染不安のある職員が、抗原検査で陰性を確認し、勤務可能とすることで休園・休所期間の短縮や施設の運営体制確立を支援するため、抗原検査キットを希望する施設に配付します。

◆実施概要

- ・対象施設：認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、横浜保育室、認可外保育施設、病児・病後児保育室、放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ等
- ・対象事業所数：約2,280施設
- ・必要見込み数：138,000キット
- ・実施時期：令和4年10月～5年3月

◆補正内容

施設の運営体制確立を支援するための抗原検査キットにかかる購入費を補正

オ 病児・病後児保育事業

77 百万円〔一般財源〕

コロナ禍の影響による利用者減少により収入が減少した病児・病後児保育事業者に対して、今後も事業が継続できるよう、運営費を支援します。

◆実施概要

- ・対象施設：病児保育室（25 施設）、病後児保育室（4 施設）
- ・助成額：コロナ前と比較した利用者減少に伴う運営費の減少相当分
- ・対象期間：令和 4 年 4 月～5 年 3 月

◆補正内容

利用者が減少した病児・病後児保育の運営にかかる事業費を補正

カ 救急搬送受入促進事業（二次救急医療対策事業）

75 百万円〔一般財源〕

感染拡大に伴い救急搬送件数が急増し、救急搬送困難事案が増加する中、救急搬送時の現場滞在時間を縮減し、円滑な救急体制を維持するため、救急医療機関への補助を実施します。

◆実施概要

- ・対象医療機関：横浜市救急医療体制参加医療機関及び市内救急告示病院 66 か所
- ・実施期間：令和 4 年 8 月 1 日から 12 月 31 日
- ・補助額：受入照会 4 回目の救急患者受入に対し、患者 1 人当たり 30 千円

◆補正内容

救急搬送の受入促進にかかる事業費を補正

キ 修学旅行等支援事業

75 百万円〔一般財源〕

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、市立学校で実施する修学旅行等について、校内で陽性者が複数出たことにより、実施直前にやむを得ず延期又は中止した際に生じるキャンセル料を公費で負担します。

◆実施概要

- ・実施内容：校内で陽性者が複数出たことにより、実施直前にやむを得ず延期又は中止した際に生じるキャンセル料を公費で負担
- ・対象：市立の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校

◆補正内容

修学旅行等のキャンセル料の公費負担にかかる事業費を補正

ク 学校環境整備費（環境衛生検査費）

200 百万円〔一般財源〕

新型コロナウイルス感染症等に対する換気対策を実施するため、教室内の二酸化炭素濃度を測る測定器（CO2 モニター）を学校に設置するとともに、子どもたちの換気意識を高めま

◆実施概要

- ・対象：市立の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校
- ・対象校数：509 校
- ・開始時期：令和 4 年 11 月下旬（予定）

◆補正内容

二酸化炭素測定器の導入にかかる事業費を補正

(3) 横浜経済の活性化関連

5 事業 2,052 百万円

ア レシートを活用した市民・事業者支援事業

1,485 百万円〔一般財源〕

物価高騰などによる横浜経済への影響が長期化することが見込まれることから、横浜経済の活性化に向けて、令和 4 年度 6 月補正で対応した、レシートを活用した市民・事業者支援事業（通称：レシ活 VALUE<sup>※</sup>）を延長するにあたり事業費を追加します。

※レシ活 VALUE の概要

- ・対象店舗：印字レシート（店名・住所の記載されているもの）を発行できる飲食店を除く市内事業者
- ・対象者：市内居住者
- ・ポイント還元等の概要：還元額…レシート記載の利用金額の 20%  
 上限額…1 人当たり 3 万円（利用金額としては 15 万円）  
 レシート 1 枚当たり上限額 3 千円（食料品・その他）  
 レシート 1 枚当たり上限額 5 千円（ガソリン）

◆実施概要

スマホアプリなどを活用して、飲食店を除く市内事業者で発行されたレシートの利用料金に応じたポイント還元やキャッシュバックなどを行うキャンペーンを延長

	変更前	変更後
キャンペーンの実施期間	令和 4 年 8 月～11 月	令和 4 年 8 月～12 月（予定）
事業効果額	200 億円	257 億円

◆補正内容

物価高騰等の影響を受ける市民及び市内事業者の支援にかかる事業費を追加補正

## イ 市内観光復興支援事業

207 百万円〔一般財源〕

コロナ禍や原油価格・物価高騰などによる横浜経済への影響が見込まれることから、横浜経済の活性化に向けて、観光需要の促進策として、市内観光復興支援事業「Find Your YOKOHAMA キャンペーン」を継続し、引き続き市内観光事業者を支援します。

### ◆実施概要

- ・補助内容：①市内ホテル等への宿泊割引クーポン  
最大 60%割引  
②滞在コンテンツ割引クーポン、着地型旅行商品の割引販売  
最大 50%割引（上限 10,000 円）
- ・実施時期：令和 4 年 9 月～5 年 2 月中旬
- ・想定件数：①宿泊 約 16,500 件  
②滞在コンテンツ・着地型旅行商品等 約 11,000 人
- ・スケジュール：令和 4 年 9 月周知開始、10 月販売開始予定

### ◆補正内容

市内観光事業者への支援の実施にかかる補正

## ウ MICE 誘致・開催支援事業

100 百万円〔一般財源〕

コロナ禍や原油価格・物価高騰などによる横浜経済への影響が見込まれることから、市内経済の活性化を図るため、安全・安心な MICE 開催を進めている主催者を引き続き支援するとともに、MICE の現地参加者増加につながる取組を支援します。

### ◆実施概要

- ・補助内容：感染症対策や会場開催に加え、会場とオンラインを併用したハイブリット形式などの安全・安心な MICE 開催に必要な経費等を助成
- ・補助要件：市内で MICE を開催し、かつ現地参加者増加につながる取組を行うこと
- ・対象者：MICE 主催者
- ・実施時期：令和 4 年 9 月～12 月
- ・対象経費：市内事業者から調達した MICE 開催経費等（会場費、機材費、感染症対策費、交流・回遊促進経費等）
- ・補助率：1/2（上限 5,000 千円）
- ・想定件数：約 25 件
- ・スケジュール：令和 4 年 9 月募集開始、10 月交付開始予定

### ◆補正内容

MICE 開催経費等の支援の実施にかかる事業費を補正

## エ 三溪園施設整備等支援事業

100 百万円〔一般財源〕

本市にとって貴重な和の観光資源である三溪園について、観光需要回復を見据え、インバウンドの獲得や確実な地域観光集客に向けて、良好な受入環境を整備するための支援を行います。

### ◆実施概要

- ・補助内容：来園者の通信環境整備、ライトアップ等電源拡張・LED化、古建築の建具修理 等
- ・対象者：三溪園保勝会
- ・実施時期：令和4年10月～5年3月

### ◆補正内容

三溪園の受入環境整備の支援の実施にかかる事業費を補正

## オ スタートアップ社会実装推進事業

160 百万円〔一般財源〕

企業としての将来の成長を見据え、スタートアップ\*が実施する新事業への支援や、国内外からスタートアップを呼び込むことにより、横浜経済の活性化に取り組みます。

### ※スタートアップ

イノベーションや新たなビジネスモデルの構築、新たな市場の開拓により、創業から短期間で急成長を目指す企業

### ◆実施概要

- ・プロトタイプ製作や実証実験など、社会実装に向けた支援  
支援件数：20 件程度
- ・スタートアップのサービス等の市内中小企業、庁内におけるトライアル導入  
導入件数：30 件程度
- ・スタートアップの横浜進出等の助成  
助成件数：10 件程度

### ◆補正内容

スタートアップの成長促進にかかる事業費を補正

## ア 脱炭素先行地域推進事業

120百万円〔国費〕

国が公募する「脱炭素先行地域」※に選定されたみなとみらい21地区において、2030年度までにオフィス、商業施設等の電力の脱炭素化を達成するための事業者支援を実施します。

## ※脱炭素先行地域

2050年カーボンニュートラルに向けて、環境省が公募する地域で、2030年度までに「民生部門の電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出の実質ゼロ」などの要件を地域特性に応じて実現する地域

## ◆実施概要

- ・対象者：みなとみらい21地区において「脱炭素先行地域」に参画している事業者
- ・対象者数：7施設
- ・交付率：省エネルギー設備の導入経費に対して2/3
- ・交付期間：令和4年10月～5年3月

## ◆補正内容

脱炭素先行地域における事業者の省エネルギー設備導入支援にかかる事業費を補正

## イ SDGs未来都市推進プロジェクト事業

20百万円〔一般財源〕

コロナ禍にあっても、事業者等のSDGsに関する取組を支援するため、横浜市SDGs認証制度“Y-SDGs”※を通じた事業者等支援の更なる充実化に向け、認証事務を一部デジタル化します。

## ※横浜市SDGs認証制度“Y-SDGs”

SDGs達成に向けて取り組む事業者等を3つの区分で認証し、持続可能な経営・運営への転換等を支援する制度で、認証事業者は様々なメリットを受けることができる

## ◆実施概要

- ・システムの機能：認証申請、ヒアリング等日程調整、取組自己診断機能等
- ・実施期間：令和4年9月～5年3月

## ◆補正内容

認証事務のデジタル化にかかる事業費を補正

## ウ 区役所デジタル化推進事業

270百万円〔一般財源〕

区役所における業務効率化の早期実現を目指し、区役所向け統合ファイルサーバーの整備にかかる機器調達を行います。

## ◆実施概要

- ・18区役所の職員向け統合ファイルサーバーの整備
- ・スケジュール：令和4年9月～5年3月 機器調達  
令和5年4月～6年3月 構築、データ移行  
令和5年下期～ 運用開始

## ◆補正内容

ファイルサーバー整備にかかる機器調達費を補正

**エ 小児医療費助成事業**

20 百万円〔一般財源〕

安心して医療機関を受診できる環境づくりに向けた、小児医療費助成制度の拡充のため、システム改修の設計等を行います。

**◆実施概要**

- ・内容：制度拡充のためのシステム設計
- ・スケジュール：令和4年10月～5年3月 システム改修に向けた設計

**◆補正内容**

制度拡充に向けたシステム改修にかかる事業費を補正

**オ 地域ケアプラザ等におけるICTを活用した相談支援等促進事業**

42 百万円〔一般財源〕

コロナ禍において対面での地域支援活動が制限される状況が続く中、市民の孤立・孤独を防ぐため、地域ケアプラザ等のオンライン相談環境を整備するとともに、福祉保健従事者の研修環境向上に向けたウィリング横浜のインターネット設備を更新します。

**◆実施概要**

- ・対象施設：地域ケアプラザ 145 か所、福祉保健活動拠点 18 か所、ウィリング横浜
- ・対象経費：端末、周辺機器、インターネット設備更新（ウィリング横浜のみ）
- ・支援額：地域ケアプラザ、福祉保健活動拠点 200 千円／1 施設  
ウィリング横浜 インターネット設備 8,830 千円  
端末等機器導入 600 千円

**◆補正内容**

通信設備の整備にかかる事業費を補正

**カ 高齢者施設等におけるICT機器及び介護ロボット導入補助事業**

100 百万円〔一般財源〕

高齢者施設等における感染症対応が継続する中、職員の業務負担の改善や人材不足を解消するため、ICT機器や介護ロボット導入を支援します。

**◆実施概要**

- ・対象施設：市内の介護サービス事業所および高齢者施設
- ・対象経費：ICT関連機器、介護ロボット対象機器の導入経費
- ・補助額：補助対象経費の9/10、補助額の上限：450 千円
- ・補助件数：200 件
- ・スケジュール：令和4年10月 申請受付  
令和4年11月以降 支払

**◆補正内容**

高齢者施設等へのICT機器等の導入にかかる事業費を補正

キ オンライン授業用機器の導入（教育用コンピュータ整備事業（小・中））

827 百万円〔国費 136 一般財源 692〕

新型コロナウイルスの影響が長期化する中、様々な事情で登校できない児童生徒が家庭でも学習に取り組むことができるように、オンライン授業の推進に向けて、機材を整備します。

◆実施概要

市立小学校及び中学校にプロジェクター、スクリーン、撮影用端末等を設置

- ・設置時期：令和5年3月までに設置
- ・設置台数：2,132 セット

	小学校（3年生以上）	中学校
中・小規模校	各学年1セット	各学年1セット
大規模校 (学級数が25以上の学校)	各学年2セット	各学年2セット
オンライン授業先進校*	各学年2セット	各学年2セット

※オンライン授業先進校：先行的に好事例の研究・発信に取り組む学校

◆補正内容

市立小・中学校へのオンライン授業機器の導入にかかる事業費を補正

ク 学習者用デジタル機器の導入（教育用コンピュータ整備事業（高・特支））

527 百万円〔一般財源〕

国のGIGAスクール構想を受け、市立高等学校及び特別支援学校高等部の生徒全員に1台デジタル機器が割り当てられるように学習者用の端末を購入し、各学校へ設置します。

◆実施概要

市立高等学校及び特別支援学校高等部に学習者用端末及び充電保管庫を設置

- ・設置時期：令和5年3月までに設置
- ・設置台数：市立高等学校  
 端末数 7,663 台、充電保管庫 207 台  
 特別支援学校  
 端末数 605 台、充電保管庫 30 台

◆補正内容

市立高等学校、特別支援学校への学習者用デジタル機器の設置にかかる事業費を補正

## ア PCB適正処理推進事業

69 百万円〔負担金 52 諸収入 17〕

市内に残置された高濃度ポリ塩化ビフェニル（以下PCB）廃棄物について、同廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく行政代執行を行います。

## ◆実施概要

- ・処分対象物：高濃度PCB廃棄物に当たる油類及び金属製容器
- ・対象物の所在地：横浜市鶴見区
- ・行政代執行の概要：高濃度PCB廃棄物の分別・解体、収集運搬及び処分
- ・行政代執行の時期：令和4年11月～令和5年3月
- ・代執行費用の徴収：特別措置法及び行政代執行法に基づき、費用全額を保管事業者あて求償

## ◆補正内容

高濃度PCB廃棄物処分にかかる行政代執行費用を補正

## イ 土木関係修繕費

150 百万円〔国費 50 一般財源 100〕

国庫補助事業の認証が当初予算に比べ増額となったことに伴い、末広小型油槽船係留棧橋の補修について、事業費を追加します。

## ◆補正内容

末広小型油槽船係留棧橋にかかる補修費を補正

## ウ 大黒ふ頭嵩上げ事業

192 百万円〔国費 31 一般財源 161〕

国庫補助事業の認証が当初予算に比べ増額となったことに伴い、大黒ふ頭の沈下対策について、事業費を追加します。

## ◆補正内容

大黒ふ頭嵩上げにかかる工事費を補正

## エ 本牧ふ頭再整備事業

170 百万円〔国費 85 市債 85〕

国庫補助事業の認証が当初予算に比べ増額となったことに伴い、本牧ふ頭岸壁の補修について、事業費を追加します。

## ◆補正内容

本牧ふ頭の岸壁にかかる補修費を補正

## オ 海岸保全施設整備事業

100 百万円〔国費 40 市債 60〕

国庫補助事業の認証が当初予算に比べ増額となったことに伴い、大黒ふ頭の海岸保全施設整備について、事業費を追加します。

## ◆補正内容

大黒ふ頭の海岸保全施設にかかる整備費を補正

カ 新港歩行者デッキ整備事業

470 百万円〔国費 235 市債 235〕

国庫補助事業の認証が当初予算に比べ増額となったことに伴い、新港地区における回遊性向上のための歩行者デッキ整備について、事業費を追加します。

◆補正内容

新港歩行者デッキにかかる整備費を補正

キ 大黒ふ頭自動車専用船岸壁改良事業

36 百万円〔国費 12 市債 24〕

国庫補助事業の認証が当初予算に比べ増額となったことに伴い、大黒ふ頭自動車専用船岸壁の照明施設整備について、事業費を追加します。

◆補正内容

大黒ふ頭自動車専用船岸壁の照明施設にかかる整備費を補正

ク 消防車両購入費 ▲432 百万円〔国費▲133 県費▲41 寄附金 22 市債▲268 一般財源▲12〕

消防車両の購入について、寄附金の申し出や事業進捗により事業費の変更が見込まれるため、事業費の補正を行います。

◆実施概要

①増額補正 25 百万円

市民から本市への寄附金を活用し、高規格救急車 1 台及び救急用資器材を購入  
※あわせて、繰越明許費を設定

②減額補正 ▲457 百万円

半導体不足等の影響により入札不調となり、年度内納車が困難となったことから、該当車両の調達にかかる経費を減額  
※あわせて、債務負担行為を設定（「3. 債務負担行為補正」（1）ア参照）

◆補正内容

寄附受納による車両整備に伴う増額補正 及び 入札不調等による減額補正

ケ 小中学校整備事業

▲2,312 百万円〔国費▲432 市債▲1,789 一般財源▲90〕

学校建替えにおいて、国庫補助事業が当初予算に比べ増額となったことや事業進捗等により当初想定から変更となった工事について、事業費の補正を行います。

◆実施概要

①汐見台小学校 147 百万円

屋上の設備設置対応や屋外排水設備の仕様変更等のほか、建設発生土の運搬・処分費にかかる費用が増加したことに伴う事業費の増額

②上菅田笹の丘小学校 ▲2,343 百万円

地中に予測できなかった地層等があり、地盤改良と杭位置の変更に伴う基礎の拡張等により工事に遅れが生じ、工事の出来高が減少することに伴う事業費の減額

※あわせて、債務負担行為を設定（「3. 債務負担行為補正」（1）ア参照）

③榎が丘小学校 ▲115 百万円

入札中止によって契約時期に遅れが生じ、工事の出来高が減少することに伴う事業費の減額

※あわせて、債務負担行為の期間・限度額を変更（「3. 債務負担行為補正」（1）イ参照）

◆補正内容

国当初認証への対応等による増額 及び 工事の出来高の変更に伴う減額補正

コ 放課後キッズクラブ事業

▲15 百万円〔国費▲6 県費▲5 市債▲4 一般財源▲1〕

小学校（上菅田笹の丘小学校及び榎が丘小学校）の建替えにあわせて実施する放課後キッズクラブ整備について、学校建替え工事の整備スケジュールの変更に伴い、工事費を減額します。

※あわせて、上菅田笹の丘小学校の債務負担行為を設定（「3. 債務負担行為補正」（1）ア参照）、榎が丘小学校の債務負担行為の期間・限度額を変更（「3. 債務負担行為補正」（1）イ参照）

◆補正内容

工事の出来高の変更に伴う減額補正

サ コミュニティハウス整備事業

▲88 百万円〔市債▲86 一般財源▲2〕

上菅田笹の丘小学校の建替えにあわせて実施する上菅田笹の丘コミュニティハウス新築工事について、学校建替え工事の整備スケジュールの変更に伴い、工事費等を減額します。

※あわせて、債務負担行為を設定（「3. 債務負担行為補正」（1）ア参照）

◆補正内容

工事の出来高の変更に伴う減額補正

シ 地域防災拠点機能強化事業

▲2 百万円〔国費▲1 市債▲1〕

上菅田笹の丘小学校の建替えにあわせて実施する防災備蓄庫整備について、学校建替工事の整備スケジュールの変更に伴い、工事費を減額します。

※あわせて、債務負担行為を設定（「3. 債務負担行為補正」（1）ア参照）

◆補正内容

工事の出来高の変更に伴う減額補正

ス 創造界限形成事業

▲25 百万円〔一般財源〕

旧第一銀行横浜支店（横浜アイランドタワー低層棟）計画修繕について、半導体不足等の影響による工事スケジュールの変更に伴い、修繕費等を減額します。

※あわせて、債務負担行為を設定（「3. 債務負担行為補正」（1）ア参照）

◆補正内容

工期の見直しに伴う減額補正

**2. 9月補正で活用する一般財源**

(1) 一般財源 11,111 百万円

今回の補正予算案で必要となる一般財源は、11,111 百万円です。これについては、次の通り活用します。

- ・前年度繰越金：3,194 百万円（令和3年度一般会計決算剰余金の 1/2（5,622 百万円））
- ・新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金：7,917 百万円（活用可能額：7,917 百万円）

(参考) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の状況

	交付上限額	執行見込額	差引
地方単独事業分	8,826	(当初予算) 7,119	-
国庫補助事業分	4,901	(5月補正) 975	
原油価格・物価高騰対応分	7,597	(6月補正) 5,313	
		(9月補正) 7,917	
合計	21,324	21,324	-

### 3. 債務負担行為補正（予算外義務負担の追加・変更）

(1) 一般会計 8件

ア 新たに予算外義務負担の設定を行うもの

事 項	期 間	限度額
ふるさと納税寄附管理等業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	200百万円

#### 【設定理由】

ふるさと納税寄附管理等業務について、ふるさと納税寄附事務、返礼品発注・支払事務などを業務委託により事業を実施するため、新たに予算外義務負担を設定します。

事 項	期 間	限度額
旧第一銀行横浜支店（横浜アイランドタワー低層棟）計画修繕契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	18百万円

事 項	期 間	限度額
旧第一銀行横浜支店（横浜アイランドタワー低層棟）計画修繕協定の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	8百万円

#### 【設定理由】

旧第一銀行横浜支店（横浜アイランドタワー低層棟）計画修繕について、半導体不足等の影響により単年度での履行ができないため、新たに予算外義務負担を設定します。

事 項	期 間	限度額
消防車両製造請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	600百万円

#### 【設定理由】

消防車両の購入について、半導体不足等の影響により年度内での履行ができないため、新たに予算外義務負担を設定します。

事 項	期 間	限度額
上菅田笹の丘小学校建替工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	2,700百万円

#### 【設定理由】

上菅田笹の丘小学校建替工事について地中に当初予測できなかった地層等があることが判明し、工期が変更となったことに伴い、新たに予算外義務負担を設定します。



# 令和4年度9月補正予算案について《総括表》

## 1 歳入歳出予算補正

### 一般会計

#### (1) 原油価格・物価高騰対策

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
こども	児童福祉施設等物価高騰対策支援事業	1,366	0	0	0	0	1,366
こども 健福	民間社会福祉施設整備における建築資材価格高騰対策支援事業 ・保育所等整備における物価高騰対応等支援事業 ・特別養護老人ホーム整備等事業 ・地域密着型サービス事業所整備及び消防用設備設置等事業	450	0	0	0	0	450
健福	社会福祉施設等物価高騰対策支援事業 ・障害者施設等物価高騰対策支援事業 ・高齢者施設等物価高騰対策支援事業 ・救護施設等物価高騰対策支援事業	4,281	0	0	0	0	4,281
健福	公衆浴場燃料価格等高騰対策臨時支援事業	32	0	0	0	0	32
都整	タクシー事業者支援事業	72	0	0	0	0	72
道路	乗合バス事業者等支援事業 ・乗合バス事業者支援事業 ・横浜市地域交通サポート事業	81	0	0	0	0	81
港湾	港湾運送事業者支援事業	21	0	0	0	0	21
<b>原油価格・物価高騰対策 (12事業) 小計</b>		<b>6,302</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>6,302</b>

#### (2) 新型コロナウイルス感染症対策

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
こども	病児・病後児保育事業	77	0	0	0	0	77
こども	保育・教育施設等に対する抗原検査事業 ・保育・教育施設等に対する抗原検査事業 ・放課後児童育成事業所に対する抗原検査事業	98	0	0	0	0	98
健福	住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業	2,417	2,417	0	0	0	0
健福	新型コロナウイルスワクチン接種事業	24,049	24,049	0	0	0	0
医療	重症・中等症患者等入院受入奨励事業	431	0	0	0	0	431
医療	救急搬送受入促進事業 (二次救急医療対策事業)	75	0	0	0	0	75
教育	修学旅行等支援事業	75	0	0	0	0	75
教育	学校環境整備費 (環境衛生検査費)	200	0	0	0	0	200
<b>新型コロナウイルス感染症対策 (9事業) 小計</b>		<b>27,421</b>	<b>26,466</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>955</b>

### (3) 横浜経済の活性化関連

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
文化	市内観光復興支援事業	207	0	0	0	0	207
文化	三溪園施設整備等支援事業	100	0	0	0	0	100
文化	M I C E誘致・開催支援事業	100	0	0	0	0	100
経済	レシートを活用した市民・事業者支援事業	1,485	0	0	0	0	1,485
経済	スタートアップ社会実装推進事業	160	0	0	0	0	160
<b>横浜経済の活性化関連 (5事業) 小計</b>		<b>2,052</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>2,052</b>

### (4) DX推進など将来を見据えた施策の展開

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
温対	脱炭素先行地域推進事業	120	120	0	0	0	0
温対	S D G s未来都市推進プロジェクト事業	20	0	0	0	0	20
デジ	区役所デジタル化推進事業	270	0	0	0	0	270
健福	地域ケアプラザ等における I C Tを活用した相談支援等促進事業	42	0	0	0	0	42
健福	小児医療費助成事業 (小児医療助成費)	20	0	0	0	0	20
健福	高齢者施設等における I C T機器及び介護ロボット 導入補助事業	100	0	0	0	0	100
教育	オンライン授業用機器の導入 (教育用コンピュータ整備事業)	827	136	0	0	0	692
教育	学習者用デジタル機器の導入 (教育用コンピュータ整備事業)	527	0	0	0	0	527
<b>DX推進など将来を見据えた施策の展開 (7事業) 小計</b>		<b>1,926</b>	<b>256</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1,671</b>

(5) その他の事業補正

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
総務	地域防災拠点機能強化事業	▲ 2	▲ 1	0	0	▲ 1	0
市民	コミュニティハウス整備事業	▲ 88	0	0	0	▲ 86	▲ 2
文化	創造界限形成事業	▲ 25	0	0	0	0	▲ 25
こども	放課後キッズクラブ事業	▲ 15	▲ 6	▲ 5	0	▲ 4	▲ 1
資源	PCB適正処理推進事業	69	0	0	69	0	0
港湾	土木関係修繕費	150	50	0	0	0	100
港湾	大黒ふ頭嵩上げ事業	192	31	0	0	0	161
港湾	本牧ふ頭再整備事業	170	85	0	0	85	0
港湾	海岸保全施設整備事業	100	40	0	0	60	0
港湾	新港歩行者デッキ整備事業	470	235	0	0	235	0
港湾	大黒ふ頭自動車専用船岸壁改良事業	36	12	0	0	24	0
消防	消防車両購入費	▲ 432	▲ 133	▲ 41	22	▲ 268	▲ 12
教育	小中学校整備事業	▲ 2,312	▲ 432	0	0	▲ 1,789	▲ 90
その他の事業補正（13事業） 小計		▲ 1,688	▲ 120	▲ 46	91	▲ 1,744	131

一般会計（46事業） 合計		36,014	26,601	▲ 46	91	▲ 1,744	11,111
---------------	--	--------	--------	------	----	---------	--------

※「一般財源」欄は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（7,917百万円）を含んだ数値

【参考】4年度予算額の推移	事業費	国費	県費	その他	市債	一般財源
当初予算	1,974,874	391,475	103,583	276,095	96,500	1,107,222
5月補正	11,193	10,100	—	—	—	1,093
6月補正	11,351	5,997	—	—	—	5,353
9月補正案	36,014	26,601	▲ 46	91	▲ 1,744	11,111
現計予算	2,033,432	434,173	103,537	276,186	94,756	1,124,779

## 2 債務負担行為補正

### 一般会計

(単位：百万円)

局名	名称・設定期間	限度額	国費	県費	その他	市債	一般財源		
財政	ふるさと納税寄附管理等業務委託契約の締結に係る予算外義務負担 R5	200	0	0	0	0	200		
文化	旧第一銀行横浜支店（横浜アイランドタワー低層棟）計画修繕契約の締結に係る予算外義務負担 R5	18	0	0	0	0	18		
文化	旧第一銀行横浜支店（横浜アイランドタワー低層棟）計画修繕協定の締結に係る予算外義務負担 R5	8	0	0	0	0	8		
消防	消防車両製造請負契約の締結に係る予算外義務負担 R5	600	133	0	0	439	28		
教育	上菅田笹の丘小学校建替工事請負契約の締結に係る予算外義務負担 R5	2,700	751	4	0	1,839	105		
市民	本牧市民プールの整備及び施設維持管理等の実施に係る予算外義務負担	補正前	R4~R14	2,600	0	0	0	2,600	
		補正後		2,900	0	0	0	2,900	
道路	末吉橋架替工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	補正前	R元~R10	5,800	1,485	0	3,101	1,210	5
		補正後		6,200	1,595	0	3,301	1,301	4
教育	榎が丘小学校建替工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	補正前	R5	2,400	523	9	0	1,835	34
		補正後	R5~R6	2,500	449	9	0	2,040	2

## 3 繰越明許費補正

### 一般会計

(単位：百万円)

局名	事業名	限度額	国	県	その他	市債	一般財源
消防	消防車両購入事業	25	0	0	25	0	0
<b>一般会計 合計</b>		25	0	0	25	0	0